

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための  
法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、循環によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が使われているのが実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、水俣市議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

- 1、容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月19日

水 俣 市 議 会

建設業におけるアスベスト被害者の救済と被害の根絶に関する意見書  
日本の高度経済成長期に、アスベスト（石綿）は、不燃化、耐火工法にすぐれた建材として、建築基準法によってその使用が推進され、大量のアスベストが建設資材として使用されてきました。

近年、アスベストによる疾病が社会的に広がる中で、アスベストは、人体に有害な影響を及ぼす鉱物であるとの認知が進み、その取り扱いも全面禁止へと変わりました。

しかし、国のアスベストの使用に係る法律は変わっても、その間にアスベスト・含有建材を使用し、吸い込んだ建設労働者の被害は、広がりを見せる一方です。

特に、地方から出稼ぎとして都市部の建設現場で働いた労働者に被害が出るなど、その影響は全国的です。また、アスベストによる疾病は、30年～40年という長期経過した後、発症することが多く、亡くなってから労働災害が認定される事例や、医学的認定基準を満たさず、労働災害の認定に結びつかない事例があるため、早期に労働災害が認定されることは、アスベスト被害者にとって何よりの支えになります。2012年12月5日の東京地裁では、建設アスベストの裁判としては初めて国の責任を認めた判決が出されました。

よって、司法の場での結論を待たず、国においては、直ちに建設業におけるアスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに行い、アスベスト問題の早期解決を図るよう下記事項について強く求めます。

#### 記

- 1、石綿による疾病に対して、早期に労働災害の認定が受けられるように、専門医をふやすこと。また、認定基準の緩和を検討すること。
- 2、「石綿の健康被害の救済に関する法律」を、十分な救済、補償が受けられるよう抜本改正を進めること。
- 3、石綿健康管理手帳の周知、建設現場従事者と近隣住民の暴露等、総合的な石綿対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月19日

水 俣 市 議 会